② have Grade A, B, C or D on “provision of services” in Chugoku Area in term of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every Ministry and agency)
③ not be under suspension of nomination by Director-General of Chugoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening
④ not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
⑤ have proven to have actually fulfillment the service with performance similar to that of the service concerned
⑥ have proven the manager and the engineer who has it work by this service should satisfy the content described to the tender documentation
⑦ have to have the qualification of “Information Security Management System ; ISMS (JISQ27001 (ISO／IEC27001))” of the place where the manager engage in
⑧ The required item of the matter about the Global assessment is satisfied
⑨ The observance of a contract system of duties have to maintained
⑩ About the presentation documents about the global assessment, have to being appropriate
⑪ have officially received the grant of the bid manual from Director General of Chugoku Regional Development Bureau

(7) Time-limit for tender : 17 : 00　17 February, 2014

(8) Contact point for the notice : Masako Wada Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6—30 Kamihatchobori Naka-ku Hiroshima-shi Hiroshima-ken, 730—8530 Japan. TEL 082—221—9231 ex. 2536

(9) acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月25日
分任支出負担行為担当官　九州地方整備局
佐賀国道事務所長　黒岩　義文
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　41

1　調達内容
(1) 品目分類番号　26
(2) 購入等件名及び数量　佐賀国道事務所浪瀬トンネル外３箇所で使用する電気　契約電力209kW　年間予定使用電力量　624,700kWh
(3) 調達件名の特質等　入札説明書による。
(4) 履行期間　平成26年５月１日から平成27年４月30日迄
(5) 履行場所　入札説明書による。
(6) 入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては原則単一のものとするが、複数の異なる単価を使用する場合はそれらすべての単価とする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては原則単一のものとするが、複数の異なる単価を使用する場合はそれらすべての単価とする。）を入札書に記入すること。また、落札決定にあたっては、当事務所が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を比較対象とするので、単価と合わせて総価を入札書に記入すること。なお、入札時においては、燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。（詳細は入札説明書による。）
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 平成25・26・27年度国土交通省における競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「物品の製造」又は「物品の販売」でA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の申立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
① 手続開始の決定を受けていること。
② 手続開始の決定後、以下の(ｱ)～(ｳ)を競争参加資格申請場所のいずれか１箇所に提出していること。
(ｱ) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
(ｲ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
(ｳ) 上記(ｲ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）
詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成25年１月７日）による。
(4) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(6) 電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
(7) 入札説明書の交付を受けた者であること。
(8) 省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
① 〒849—0924 佐賀県佐賀市新中町５番10号国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所経理課契約係長　小林　忠仁　電話0952—32—1151　内線224
② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
(2) 証明書等の提出期限　平成26年１月27日17時00分
(3) 入札・郵送等による入札書の提出期限　平成26年２月20日17時00分
(4) 開札の日時及び場所　平成26年２月21日10時00分　佐賀国道事務所入札室

4　その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除。
(3) 入札者に要求される事項　入札の参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該調達に係る必要な証明書等を上記３(2)に示す提出期限までに上記３(1)に示す場所に提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において証明書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
(4) 落札対象　証明書等は、分任支出負担行為担当官において審査を行い、当該調達が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。
(5) 入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
(6) 契約書作成の要否　要。
(7) 落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
(8) 手続における交渉の有無　無。
(9) 詳細は入札説明書による。